

手話通訳をご依頼いただく方へ

～手話通訳者の映像配信やオンライン会議について～

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会

新型コロナウイルス感染防止の観点から、インターネットを利用して講演会や研修会に参加できるようになりました。オンライン会議に聴覚障害者が参加する機会も増えています。

滋賀県聴覚障害者福祉協会では、インターネット環境下においても、聴覚障害者が「他の者との平等を基礎として参加」するために手話通訳を派遣することは必須と考えます。

ご利用の際には、以下の点にご注意ください。

1. 手話通訳映像を、収録し後日配信をする場合

*通訳者映像の二次利用は、同時通訳とは別途の費用がかかります

- ① 手話通訳者の映像（音声含む）が鮮明に届くようご配慮ください。具体的には、手話通訳のみを収録し、ワイプや別画面構成で配信をお願いします。収録されたVTRを基に、手話通訳を収録することも効果的です。
- ② 集合型で開催される講演会等の会場へ配置する手話通訳を、後日オンライン配信する場合も、①の配慮をお願いします。会場では、手話通訳者は通訳を必要とする方の様子も確認しながら、その方にとってわかりやすい表現で通訳を行います。やむを得ず、会場の通訳をそのまま配信する場合はご相談ください。

2. 手話通訳映像を、同時配信する場合

- ① オンライン会議において、聴覚障害者と対面で通訳をする場合は、通常の派遣で対応が可能です。パソコン等からの音声や映像を見聞きして手話通訳を行います。インターネット通信環境、音量や画面調整はご依頼人様で調整いただき、通訳環境を整えてください。
- ② 聴覚障害者と対面で通訳できない場合、手話通訳者がオンライン画面上で通訳することも可能です。手話通訳者は、インターネット環境のあるオンライン会議の会場へ派遣されます。パソコン等からの音声や映像の調整をお願いします。
- ③ 手話通訳者が派遣できない場合、聴覚障害者センターで通訳を行うことも可能です。ご相談ください。
- ④ なお、手話通訳者には守秘義務があります。手話通訳の音声や画面を録音・録画し公開することはできません。通訳音声や画面を保存する場合は別途ご相談ください。

(2021年12月 / 予告なく改定する場合があります)